

ヒアリング項目： **「在宅勤務ガイドライン」の見直し等による
テレワークの推進**

担当府省：厚生労働省

○「女性活躍加速のための重点方針 2015」の該当箇所

4. 暮らしの質の向上のための取組

（3）豊かでゆとりある生活の実現に向けた取組

- ・ 働き方改革の契機となる夏の生活スタイル変革、家族との共食（食育）の推進、街なか居住等の推進、テレワークの導入促進その他の豊かでゆとりある生活を実現する施策を推進する。

○「女性活躍加速のための重点方針 2016」の該当箇所

I あらゆる分野における女性の活躍

1. 多様な働き方の推進、男性の暮らし方・意識の変革

（3）場所の制約を受けない多様な働き方の推進

- ① ICT 技術を活用したテレワーク等により、官民共にこれまで以上に柔軟で多様な働き方の促進を図る。サテライトオフィスの整備の拡大や昨年度までに行ったテレワークモデルの実証結果を踏まえた、テレワークモデルの構築及びその成果の普及等を通じテレワークを導入する企業を支援するとともに、地方創生の観点も踏まえ、中山間地域や地方都市などの企業等への専門家派遣の積極的な実施や気運醸成に向けたフォーラムの全国展開を図る。（後略）

ヒアリング項目：「在宅勤務ガイドライン」の見直し等によるテレワークの推進

担当府省：厚生労働省

○第4次男女共同参画基本計画の関連する分野：

第1分野 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍

1 長時間労働の削減等の働き方改革

第3分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

1 M字カーブ問題の解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現

イ ライフイベントに対応した多様な柔軟な働き方の実現

○「女性活躍加速のための重点方針2015」及び「女性活躍加速のための重点方針2016」での該当施策：

	施策名	予算額（千円）
2015	適正な労働条件下におけるテレワーク(雇用型)の推進	(28年度当初予算) 1,423,145
2016	「多様な安心できる働き方」の導入促進事業	(29年度予算) 22,457
	テレワーク等の普及促進事業 (※「『仕事と子育てを支援する』サテライトオフィスを活用したモデル事業」から施策名を変更)	(29年度予算) 351,122
	テレワーク宣言応援事業	(29年度予算) 「テレワークの普及促進に向けた気運の醸成」の中で実施
	テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	(29年度予算) 49,742
	テレワーク相談センター等の設置	(29年度予算) 55,775
	職場意識改善助成金（テレワークコース）の支給	(29年度予算) 72,000

○第4次男女共同参画基本計画における関連する成果目標：

該当なし

【女性活躍加速のための重点方針2015】

通し 番 号 (注1)	項 目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	関係予算 (千円)			法令・制 度改正 機構定員 その他	重点方針2016 通し番号 (施策名) (注4)
						27年度 当初予算	27年度 補正予算	28年度 当初予算		
184	4-(3)-オ *	厚生労働省	適正な労働条 件下におけるテ レワーク（雇用 型）の推進	テレワークは、子育てや介護などの生活と仕事の両立を可能とする働き方である。そのため、適正な労働条件下における良質なテレワークを普及促進することにより、女性を含めたすべての労働者が、その意欲や能力を十分に発揮できるようにするとともに、希望する就業形態を確保し、更なる労働参加を図る。	労務管理等に関する訪問コンサルティングの実施やセミナー・シンポジウムの開催、在宅テレワーク等を可能とするテレワークモデルの構築等を予定している。	1,134,214	－	1,423,145	－	8 （「多様で安心 できる働き方」の 導入促進事業）
										9 （テレワーク等の 普及促進事業）
										11 （テレワークの普 及促進に向けた 気運の醸成）
										12 （テレワーク相談 センター等の設 置）
										13 （職場意識改善 助成金（テレワ ークコース）の支 給）

(注1) 『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）での整理上の番号を示す。

(注2) 「女性活躍加速のための重点方針2015」（平成27年6月26日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）の記載箇所を示す。
なお、*を付した項目については「女性活躍加速のための重点方針2015の『4. 暮らしの質の向上のための取組』について」（平成27年6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部幹事会申し合わせ）の記載箇所を示す。

(注3) 『『女性活躍加速のための重点方針2015』に係る平成28年度政府予算内容等について』（平成28年1月）における記載内容である。

(注4) 『『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について』（平成29年2月）での整理上の番号及び施策名を示す。

【女性活躍加速のための重点方針2016】

通し 番号 (注1)	項目 (注2)	担 当 府 省	該当施策名	施策の背景・目的 (注3)	当該施策の概要 (注3)	政策手段				
						関係予算(千円)				法令・制度改正 機構定員 その他
						28年度 当初予算	28年度 二次補正 予算	29年度 予算	対28年度 増減額	
8	I 1 (3) ①	厚生労働省	「多様で安心で きる働き方」の 導入促進事業	テレワークを導入することは、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、 テレワークによる働き方が、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在したものとなる などの理由から、事業主がテレワークの導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となるおそれがある者にとっ て、テレワークによる働き方が有効であるにも拘わらず、個人に対する情報提供、実感を 持てる機会の提供等が十分でない。 さらには、平成20年度に策定された「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導 入及び実施のためのガイドラインの改訂について」以降、ICTの技術革新が急速に進化 し、職場との連絡にスマホや端末タブレットを使用する例が日常的となっている。 このため、事業主にはテレワーク中の労務管理の方法について、また、労働者にはテレ ワークに係る労働関係法令についての理解の促進を図る必要がある。	①在宅勤務ガイドラインを見直し、新たに在宅勤務以外の形態のテレワークにも 対応した「テレワークガイドライン」を策定するための検討を行う。 ②労働者向けシンポジウムにおいて、テレワークに係る労働関係法令等の講義 やテレワークによる働き方の体験を目的とした事業を行う。	20,209	－	22,457	2,248	－
9	I 1 (3) ①	厚生労働省	テレワーク等の 普及促進事業 (※『「仕事と 子育てを支援 する」サテライト オフィスを活用し たモデル事業」 から施策名を変 更)	テレワークは、「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定により 改定)、等の閣議決定において、地方創生、女性活躍等の観点から、その活用を盛り 込んでいる。 テレワークについては、その推進が求められているところであるが、他方で、在宅で勤務を 行うことで、過重労働の要因となる長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管 理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを 普及促進していく必要がある。 また、新たな課題として、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決 定)においては、一億総活躍を実現するためには、がん患者等が、希望や能力、疾病 の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要であり、治療と職業生 活の両立支援に取り組むこととされた。	①住居地に近いサテライトオフィスでの働き方は、育児の時間を必要とする子育て 世代にとって仕事との両立が図られるなどメリットがあることから、サテライトオフィ スでのテレワークに関するモデル事業を実施する(平成29年度からの新規事 業。)。 ②仕事と治療との両立を図っていくという新たな課題に対応するため、入院患者 や通院患者には仕事の継続や復帰に関するニーズや課題等を把握・分析し、円 滑な職場復帰を支援していくため、院内職場復帰支援コーナーを設置して運営 するパイロット事業を実施する(平成29年度からの新規事業。)。 ③サテライトオフィス等での適正な労務管理下における良質なテレワークの推進 のため、推進手段や方策等を十分検討するための場として「テレワーク普及促進 委員会」を設ける(平成29年度からの新規事業。)	－	－	351,122	－	－
10	I 1 (3) ①	厚生労働省	テレワーク宣言 応援事業	テレワークによる働き方は、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするこ とから、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護等との両立を実現するものであり、また、企業 がテレワークを導入することによって、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであ るため、良質なテレワークの普及・促進をはかる。	産業界に影響がある大企業のトップが、テレワークによる働き方の実現を宣言 (以下「テレワーク宣言」という。)し、適正な労務管理下における良質なテレ ワークを導入する取組を実施する。取組の内容をホームページやセミナーを通じて 広く世の中に周知し、産業界に良質なテレワークの導入促進の波及効果をもた らす(平成29年度からの新規事業。)	－	－	(通し番号 11)「テレワーク の普及促進に向 けた気運の醸 成」の中で実施	－	－
11	I 1 (3) ①	厚生労働省	テレワークの普 及促進に向けた 気運の醸成	テレワークは時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするものであり、地方 創生、女性活躍等の様々な観点から、その推進が求められているものである。 一方で、テレワークという働き方は、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管 理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを 普及・促進していく必要がある。	①労務管理上の留意点・V D T作業における留意点等について周知するため のセミナーを開催する。(平成28年度は、全国主要都市で計6回開催。) ②テレワークを導入する先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けの シンポジウム等を通じて広く周知する。 ③産業界に影響がある大企業のトップが、テレワークによる働き方の実現を宣言 (以下「テレワーク宣言」という。)し、適正な労務管理下における良質なテレ ワークを導入する取組を実施する。取組の内容をホームページやセミナーを通じて 広く世の中に周知し、産業界に良質なテレワークの導入促進の波及効果をもち たらす(平成29年度からの新規事業。)	25,302	－	49,742	24,440	－
12	I 1 (3) ①	厚生労働省	テレワーク相談 センター等の設 置	テレワークは時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方を可能とするものであり、地方 創生、女性活躍等の様々な観点から、その推進が求められているものである。 一方で、テレワークという働き方は、長時間労働につながりやすいことや、企業の労務管 理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを 普及・促進していく必要がある。	①テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応 える相談センターを設置する。 ②テレワークの導入を検討する企業に対し、労務管理等に関する訪問によるコン サルティングを実施する。 ③東京圏において、「テレワーク推進センター」(仮称)を設置し、東京都の施 策と連携し、テレワーク導入企業数の拡大を図る。	40,756	－	55,775	15,019	-
13	I 1 (3) ①	厚生労働省	職場意識改善 助成金(テレ ワークコース) の支給	企業のテレワーク導入率等を調査する総務省の通信利用動向調査によれば、資本金 1千万円未満の企業におけるテレワーク導入率は平成26年において2.5%、平成27 年において11.8%と低調である。こうした、テレワークの導入に資金面で苦慮する中小 企業について、本事業により支援を行う。	労働時間等の設定の改善及び仕事と生活の調和の推進のため、終日、在宅ま たはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に 対して、その実施に要した費用の一部を助成する。	154,800	－	72,000	▲ 82,800	-

(注1)『「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく平成29年度予算案等について」(平成29年2月)での整理上の番号を示す。

(注2)「女性活躍加速のための重点方針2016」(平成28年5月20日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定)の記載箇所を示す。

(注3)『「女性活躍加速のための重点方針2016」に基づく平成29年度予算案等について」(平成29年2月)における記載内容である。